各位

会社名 株式会社エアトリ

代表者名 代表取締役社長 兼 CFO 柴田裕亮

(コード番号:6191 東証第一部)

問合せ先 代表取締役社長 兼 CFO 柴田裕亮

(TEL. 03-3431-6191)

# 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付)及 び第14回新株予約権(行使価額修正条項及び行使許可条項付)の発行に関するお知らせ

当社は、2020年8月27日付の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株 予約権付社債」といい、本新株予約権付社債のうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」 といいます。)及び第三者割当による第14回新株予約権(以下「本行使価額修正条項付新株予約権」といいま す。)を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

#### 1. 募集の概要

### <本新株予約権付社債>

払 込 期 日	2020年9月14日(以下「本払込期日」といいます。)
新株予約権の総数	40 個
社債及び新株予約権	本社債の金額 100 円につき金 102 円
の 発 行 価 額	但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
当該発行による	666, 666 株
潜在株式数	上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場
	合における交付株式数です。
	下限転換価額は1,007円であり、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で
	転換された場合における交付株式数は 993,048 株です。
調達資金の額	1,020,000,000円 (差引手取概算額:1,004,000,000円) (注)
転換価額及び	当初転換価額: 1株あたり 1,500円
その修正条件	(イ)転換価額は、本項(ハ)に定めるところにより転換価額が修正される場合を
	除き、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 1,950 円
	新株予約権の総数 社債及び新株予約権 の 発 行 価 額 当該発行による 潜 在 株 式 数 調 達 資 金 の 額 転 換 価 額 及 び

(以下「修正条項基準価額」といい、本プレスリリース添付の本新株予約権付社債の発行要項第 12 項第(9)号乃至第(15)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)を 5 取引日連続で超えた日(以下「修正条項基準日」といいます。)以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の 92%に相当する金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)に、当該修正日以降修正される。但し、修正条項基準価額以下となった場合、(ロ)に定めるところにより当社取締役会の決議が行われていない場合に限り当初転換価額(本プレスリリース添付の本新株予約権付社債の発行要項第 12 項第(9)号乃至第(15)号に定めるところによる調整に服するものとする。)となり、(ロ)に定めるところにより当社取締役会の決議が行われている場合には(ロ)に定める転換価額に修正される。

(中)当社は、2020年9月15日(同日を含む。)から2023年3月12日(同日を含む。)までの間、本項(中)に定めるところにより当社取締役会の決議が既に行われている場合を除き、当社取締役会決議により、当該決議日に先立つ20連続取引日における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値が当初転換価額(本プレスリリース添付の本新株予約権付社債の発行要項第12項第(9)号乃至第(15)号に定めるところによる調整に服するものとする。)を下回る場合には、転換価額を当該平均値の90%(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)に修正することができる。但し、修正後の転換価額が1,007円(以下「下限転換価額」といい、本プレスリリース添付の本新株予約権付社債の発行要項第12項第(9)号乃至第(15)号に定めるところによる調整に服する。)を下回ることとなる場合には修正後の転換価額は下限転換価額とする。

(ハ)転換価額は、2023 年 3 月 13 日に、同日を含む前 5 連続取引日間の東京 証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がいずれも修正条項基 準価額を超える場合を除き、当該日に先立つ 20 連続取引日における当社普 通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値の 90% (計算の結果 1 円 未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。) に修正される。 但し、修正後の転換価額が当初転換価額 (本プレスリリース添付の本新株予 約権付社債の発行要項第 12 項第 (9) 号乃至第 (15) 号に定めるところによる 調整に服するものとする。) を上回ることとなる場合には修正後の転換価額

		は当初転換価額とし、下限転換価額を下回ることとなる場合には修正後の転			
		   換価額は下限転換価額とする。			
(7)	募集又は割当方法	株式会社 SBI 証券(以下「SBI 証券」といいます。)に対する第三者割当の			
	(割当予定先)	   方法による。			
(8)	利率及び償還期日	利率: 0.00%			
		   償還期日:2023 年 9 月 13 日			
(9)		額面 100 円につき 103 円			
(10)	譲渡制限及び行使数	┃			
	量制限の内容	   三者割当契約(以下「本新株予約権付社債割当契約」といいます。)におい			
		   て、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第1項、同施行規則			
		   第 436 条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB 等の買受人による転			
		   換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者			
		   割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、			
		   単一暦日中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予			
		   約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社株式に係			
		│ │ る上場株式数の 10%を超える場合には、原則として、当該 10%を超える部			
		   分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第 436 条第4項			
		及び第5項に規定する内容を定める予定です。			
		また、本新株予約権付社債割当契約において、SBI 証券が本新株予約権付社			
		債を第三者に譲渡する場合には、SBI 証券が本新株予約権付社債のクレジッ			
		トリスクを移転するために信託銀行等(外国におけるこれに相当するものを			
		含みます。) 又は特別目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項に			
		規定する特定目的会社又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の			
		法人(外国におけるこれらに相当するものを含みます。)をいいます。)に			
		譲渡する場合(以下、「アセットスワップスキーム」といいます。但し、か			
		かる譲渡先が SBI 証券に対して本新株予約権付社債を買い戻す権利を付与			
		する場合に限ります。)を除き、当社取締役会の承認を要する(但し、アセ			
		ットスワップスキームによる譲渡を行う場合には、SBI 証券は当社に譲渡前			
		に書面で譲渡先、譲渡額面金額、譲渡日の通知を行うことにより、譲渡を行			
		うことができます。) 旨を定める予定です。			
(11)	そ の 他	当社は、SBI 証券との間で、本新株予約権付社債の募集に関する届出の効力			
		発生後に、本新株予約権付社債割当契約を締結する予定です。			
		本新株予約権付社債割当契約において、以下の内容が定められています。			
		① 当社は、本新株予約権付社債が残存している期間中、普通株式(但し、			
		譲渡制限付株式報酬として発行又は交付する場合を除きます。)、新株			

予約権(但し、有償ストック・オプション、及び当社のストック・オプション制度に基づく場合を除きます。)又は新株予約権付社債(但し、本新株予約権付社債を除きます。)を発行(以下「新株式発行等」といいます。)しようとする場合(但し、資本提携又はM&A 目的による新株式発行等の場合を除きます。)には、SBI 証券が当該新株式発行等の引受けを行い、又はその割当てを受ける可能性について、SBI 証券との間で誠実に協議するものとします。

- ② 本新株予約権付社債の募集に関して、当社は、SBI 証券との間で、本行 使価額修正条項付新株予約権及び本新株予約権付社債の発行、並びに 本行使価額修正条項付新株予約権の行使及び本新株予約権の行使によ る発行会社の普通株式の交付を除き、(i)本新株予約権付社債割当契 約締結日から起算して 180 日を経過した日、又は(ii)本新株予約権が 存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、割当 先の事前の書面による同意を受けることなく、当社の普通株式及び当 社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券 (新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式を取得の対価とする取得請求 権付株式又は取得条項付株式を含むがこれらに限られません。)の発行 又は処分を行わないものとします。但し、以下の各号のいずれかに該 当する場合はこの限りではありません。
  - (ア) 当社の役員、従業員並びに当社の子会社及び関連会社(もしあれば)の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合
  - (イ)譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を発行又は交付する 場合
  - (ウ) 本新株予約権付社債割当契約締結日時点で既発行の新株予約権 の行使により当社の普通株式を交付する場合
  - (エ)会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規 定に基づく株式無償割当てに伴い当社の普通株式を交付する場 合
  - (オ) 吸収分割、株式交換又は合併に伴い当社の普通株式を交付する場合
  - (カ)単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の売渡に伴い当社の 普通株式を交付する場合
- ③ 当社は、(i)本契約締結日から起算して180日を経過した日、又は(ii) 本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間 において、SBI 証券の事前の書面による同意を受けることなく、当社の

普通株式又は当社の普通株式を取得する権利若しくは義務の付された 有価証券について金融商品取引法第2条第4項に規定する証券会社に よる金融商品取引法上の引受けを伴う売出しを行わせないものとしま す。 本新株予約権付社債割当契約の詳細については、下記「2.募集の目的及び

本新株予約権付社債割当契約の詳細については、下記「2.募集の目的及び 理由(2)資金調達方法の概要」をご参照ください。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権付社債の発行価額の総額から、本新株予約権付社債の発行に係る諸費用 の概算額を差し引いた金額です。

### 【本新株予約権付社債に付されるソフトマンダトリー条項について】

本新株予約権付社債には、下記の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利が当社 に付与される予定です。かかる権利を行使する場合、当社は、取得期日(以下に定義します。)に現在 残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を取得する旨を公告(以下「取得通知」といいます。)し た上で、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権者 に対して交付財産(以下に定義します。)を交付します。

「取得期日」とは、取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から 90 日以上 120 日以内の日で、かつ 2023 年 8 月 14 日 (同日を含みます。) 以降 2023 年 9 月 12 日 (同日を含みます。) までの日とします。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)取得通知をした日の翌日から始まる 20 連続取引日の最終日において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び(ii)本社債の額面金額相当額から(i)の株式数に1株当たり平均 VWAP(以下に定義します。)の 90%を乗じて得られる額を差し引いた額(正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てます。)に相当する現金をいいます。

「1株当たり平均 VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から始まる 20 連続取引日に含まれる 各取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいいます。

#### <本行使価額修正条項付新株予約権>

(1)	割 当 日	2020年9月14日	
(2)	新株予約権の総数	35,500 個	
(3)	新株予約権の	総額 25, 560, 000 円(本行使価額修正条項新株予約権 1 個当たり金 720 円)	
	発 行 価 額		
(4)	当該発行による	潜在株式数:3,550,000株 (新株予約権1個につき100株)	
	潜在株式数	上限行使価額はありません。	
		下限行使価額は 1,007 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は	
		3,550,000 株です。	
(5)	資金調達の額	5, 123, 460, 000 円 (差引手取概算額) (注)	

(6)	行使価額及び	当初行使価額 1,438 円			
	行使価額の修正条	行使価額は、2020年9月15日以降、本行使価額修正条項付新株予約権の各行			
	件	使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額の1円未			
		満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限			
		行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額と			
		します。			
(7)	募集又は割当方法	みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)及び SBI 証券(以			
	(割当予定先)	下、みずほ証券とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)			
		に対する第三者割当の方法により、それぞれ以下に記載する数の本行使価額			
		修正条項付新株予約権を割り当てます。			
		みずほ証券 20,000 個			
		SBI 証券 15,500 個			
(8)	譲渡制限及び行使	6.(3)に記載の通り、割当予定先と締結する本行使価額修正条項付新株予			
	数量制限の内容	約権に係る第三者割当契約(以下「本行使価額修正条項付新株予約権割当契			
		約」といいます。)において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434			
		条第1項、同施行規則第 436 条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB			
		等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協			
		会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用			
		除外の場合を除き、単一暦日中に本行使価額修正条項付新株予約権の行使に			
		より取得される普通株式数が、本行使価額修正条項付新株予約権の払込期日			
		時点で金融商品取引所が公表している直近の当社株式に係る上場株式数の			
		10%を超える場合には、原則として、当該 10%を超える部分に係る行使を行			
		うことができない旨その他の同施行規則第 436 条第4項及び第5項に規定す			
		る内容を定める予定です。			
		また、本行使価額修正条項付新株予約権割当契約において、本行使価額修正			
		条項付新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものと			
		する旨を定める予定です。			
(9)	その他	当社は、割当予定先との間で、本行使価額修正条項付新株予約権の募集に関			
		する届出の効力発生後に、本行使価額修正条項付新株予約権割当契約を締結			
		する予定です。本行使価額修正条項付新株予約権割当契約において、以下の			
		内容が定められています。			
		① 割当予定先は、当社が本行使価額修正条項付新株予約権の行使を許可し			
		た場合に限り、当該行使許可に示された 60 取引日を超えない特定の期間			
		において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本行使価額修正			
		条項付新株予約権を行使できるものとします。			
<b>I</b>		•			

- ② 当社は、本行使価額修正条項付新株予約権が残存している期間中、新株式発行等をしようとする場合(但し、資本提携又は M&A 目的による新株式発行等の場合を除く。)には、割当予定先が当該新株式発行等の引受けを行い、又はその割当てを受ける可能性について、割当予定先との間で誠実に協議するものとすることを合意する予定です。
- ③ 本行使価額修正条項付新株予約権の募集に関して、当社は、割当予定先との間で、本行使価額修正条項付新株予約権及び本新株予約権付社債の発行、並びに本行使価額修正条項付新株予約権の行使及び本新株予約権の行使による当社の普通株式の交付を除き、(i)本行使価額修正条項付新株予約権割当契約締結日から起算して180日を経過した日、又は(ii)本行使価額修正条項付新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、当社の普通株式及び当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式を取得の対価とする取得請求権付株式又は取得条項付株式を含むがこれらに限られません。)の発行又は処分を行わないものとします。但し、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
  - (ア) 当社の役員、従業員並びに当社の子会社及び関連会社(もしあれば) の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約 権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の普通株 式を交付する場合
  - (イ)譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を発行又は交付する場合
  - (ウ) 本行使価額修正条項付新株予約権割当契約締結日時点で既発行の 新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合
  - (エ) 会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定 に基づく株式無償割当てに伴い当社の普通株式を交付する場合
  - (オ) 吸収分割、株式交換又は合併に伴い当社の普通株式を交付する場合
  - (カ) 単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の売渡に伴い当社の普 通株式を交付する場合
- ④ 当社は、(i)本契約締結日から起算して 180 日を経過した日、又は(ii)本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、当社の普通株式又は当社の普通株式を取得する権利若しくは義務の付された有価証券について金融商品取引法第2条第4項に規定する証券会社による金融商品取引法上の引受けを伴う売出しを行わせないものとします。

本行使価額修正条項付新株予約権割当契約の詳細については、下記「2.募集

(注)資金調達の額は、本行使価額修正条項付新株予約権の発行価額の総額に、本行使価額修正条項付新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本行使価額修正条項付新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は変動いたします。また、本行使価額修正条項付新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本行使価額修正条項付新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本行使価額修正条項付新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

#### 2. 募集の目的及び理由

#### (1) 資金調達の目的

当社は、「One Asia-アジア黄金期におけるリーディングカンパニーになる-」をビジョンに、「アジア経済圏の中で生まれるあらゆる変化を事業機会として捉え、終わりなき成長を続けていく」を企業ミッションとして事業展開を行っております。旅行商材の比較サイトによる直販、他社媒体へ当社の検索予約エンジンを提供する OEM 提供(※1)、ホールセール、法人の出張手配を販路として、国内航空券を中心に旅行商材の販売を行う「エアトリ旅行事業」と、ベトナムにおけるラボ型システム開発を行う「IT オフショア開発事業」、さらに増加する訪日旅客(インバウンド需要)に旅行商材を提供する「訪日旅行事業」、お客様の生活をあらゆるシーンでより便利にすることを目指す「ライフイノベーション事業」、既存事業とのシナジーを重視し、積極的な M&A や資本業務提携によりサービスラインの拡充とともに収益向上のために成長企業への投資を推進する「投資事業」の五本の柱を主要事業として事業展開を進めております。

特に、当社は上場以来、投資事業として、既存事業(エアトリ旅行事業、IT オフショア開発事業及び 訪日旅行事業)とのシナジーを重視した積極的な投資及び M&A を推進してきており、連結グループも 26 社を数えるまでに拡大いたしました。このうち、25 社は上場後にグループ化した子会社・関連会社となります。それに伴い当社グループは、事業の規模や多様性の面で急速に変化しております。今後も、当社グループでは新中期経営方針「エアトリ 5000」に従い、連結取扱高の拡大に努め、既存事業の成長に加え、積極的な投資及び M&A により業容を拡大して参りたいと考えております。

また、当社は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、アフターコロナを見据えた成長戦略「エアトリ 2020」の推進のため、新領域における事業拡大・新規参入することを目指しており、主にエアトリ 旅行事業及びライフイノベーション事業における人材・システム投資等に調達資金を充当し、連結取扱高 の拡大及び市場シェアを拡大することを企図しております。具体的な施策として、エアトリ旅行事業においては、GoToTravel キャンペーンの積極的な活用やテクノロジー活用によるオペレーション自動化により新型コロナウイルス感染症の世界的な拡散と同感染症による経済活動の停滞を乗り切り、アフターコロナを見据えたレンタルキャンピングカー付旅行サービス提供などの新サービス開発を進めております。テレビ CM や WEB 広告により認知度の向上を実現してきたマーケティング施策実行能力に加えて、民泊も含めた多様な宿泊施設や国内外の多様な航空会社との契約を有している旅行商材の仕入力、WEB サービス

やスマートフォンアプリ等の開発人材を自社グループで抱えている開発力という当社が考える強みをさらに活かすため、広告・仕入・開発費に事業拡大資金を追加的に投入することで、アフターコロナにおいて市場シェアを拡大することを目指しております。さらに、当社は、ライフイノベーション事業(ヘルスケア領域)において、2020年7月14日、オンライン診療支援サービス・医療コンサルティング等を展開する株式会社ピカパカ(本社:東京都江戸川区、代表取締役:良藤 健二)への出資を発表しました。当社とピカパカ社は、「旅行・出張」×「医療」の分野においても包括的な取組を行い、ピカパカ社の提携する医療機関・クリニックが国内外の旅行・出張時におけるPCR検査・抗体検査サービス等の提供も進めております。当社の取引先網やWEBやスマートフォンアプリを用いて多数の集客を行ってきたノウハウを活かして、取引先拡大のための営業人材・集客に貢献するWEBサイトや予約管理システム等のシステム投資を実施することで、『医療』×『IT』の分野に対して更なる事業拡大が可能であると考えています。

当社は、下記「10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況(5)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載のとおり、2017年7月24日付で、第9回乃至第11回新株予約権を発行いたしましたが、2018年8月14日付の「第9回及び第10回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」及び2019年7月24日付の「第11回新株予約権(行使許可条項付)の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、いずれも行使価額及び下限行使価額が高水準に設定されていた結果、割当先による新株予約権の行使が進まず、当初予定額10,122百万円に対して実際調達額0円と、当初企図していた金額規模による資金調達を実現することができませんでした。第9回乃至第11回新株予約権を発行した時点においては、早期の資本調達の蓋然性が高いと考えておりましたが、不確実性の高い株価動向により当社が適正と考える株価水準に株価が到達しなかったため、結果として資金調達は実現しませんでした。

また、2018 年 9 月 6 日付で、第 13 回新株予約権を発行いたしましたが、2019 年 6 月 5 日付の「行使価額修正条項付き第 13 回新株予約権(第三者割当て)の権利行使完了に関するお知らせ」に記載のとおり、割当先により全ての新株予約権が行使され、当初企図していた金額規模による資金調達を実現できました。当該資金については、①戦略的な大型 M&A の実施、②新ブランドを中心とした認知度向上及び顧客獲得を目的とするブランディングコストに充当され、当社が 2020 年 2 月に実施した WEB アンケート結果では認知度 45%と、2018 年 9 月の 25%から大きな向上を実現し、連結取扱高も 2018 年 9 月期の 831 億円から 2019 年 9 月期には 1,460 億円と、大幅な拡大を実現することができました。

しかしながら、当該新株予約権発行後から現在に至るまで、当初想定を上回る M&A や投資の実行を推進してきており、また、中長期化する懸念がある昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡散と同感染症による経済活動の停滞を乗り切り、アフターコロナのさらなる企業成長へ向けた資金調達のニーズが高まっている状況にあります。

また、足元の状況としては、2019年10月から2020年3月までの6か月間の連結取扱高が615億円であった一方で、2020年4月から2020年6月までの3か月間では54億円となり、特に2020年3月以降、エアトリ旅行事業及び投資事業を中心として、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けており、感染第2波の状況や旅行需要の回復スピード、金融市況等は依然として先行き不透明感が強くなっておりま

す。また、緩やかに旅行需要の回復傾向があるものの、従来以上に旅行需要が回復する時期を迎えるまでは1年以上の中長期的な時間がかかると判断しております。グループ全体的なキャッシュアウト削減施策及び主要な子会社を含む子会社売却の検討など手元流動性を高める施策は既に進めておりますが、先行き不透明な状況に対応し、2020年6月末時点で5,744百万円となっている現預金残高を増加させるとともに、2.37倍まで増加しているDEレシオを中心とした財務健全性を改善することが喫緊の課題となっております。

上記を踏まえ、当社の資金需要及び財務の状況を慎重に検討した結果、今般、M&A、アフターコロナを 見据えた成長戦略「エアトリ 2020」の推進及び財務健全性を向上させるための借入金の返済に充当する ことを目的として、本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権によるエクイティ・ファイ ナンスを決定いたしました。

これらにより、新中期経営方針「エアトリ 5000」の早期達成及び、企業ミッションに掲げている終わりなき成長の実現を目指します。

本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権の発行による調達資金の具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

(※1)自社商材である国内航空券、海外航空券、新幹線、国内・海外ホテル商材を、他社媒体へ旅行コンテンツとして提供すること

### (2) 資金調達方法の概要

当社はこの度、本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権の発行を組み合わせた本スキームによる資金調達方法を採用いたしました。各手法の概要は下記のとおりとなりますが、本スキームは当社の中長期的な財務戦略の観点において一体のものであり、具体的には、各手法による資金調達の蓋然性、当社のバランスシートに与える影響、資金調達のタイミングの観点から、当社の資本政策上、一貫性を有しているものと考えております。

### <本新株予約権付社債>

本新株予約権付社債は、本発行決議日の前取引日の時価を上回る1,500円を当初転換価額としており、この当初転換価額は、当社が選択権を行使し又は株価が当初転換価額の130%を5営業日連続で超えない限り、発行から2年6か月間固定されます。これによって、払込期日から2年6か月間は、転換価額が随時下方に修正される商品と比べ転換による新株の発行数を抑制し、1株当たり利益の希薄化を抑える一方で、将来の一定の株価上昇時における転換による株主資本増強を通じて成長投資余力を確保・拡大することを企図しております。

他方、発行から2年6か月間において、20連続取引日における当社普通株式の普通取引の売買高加重 平均価格の平均値が当初転換価額を下回る場合には、当社は当社の選択により1回のみ当該平均値の 90%に転換価額を修正することができます。これにより、株価が当初転換価額を下回る状況が継続するな

どして本新株予約権付社債の転換が行われない状況においては、1回のみの選択権を行使することにより、当社の選択により転換価額を修正することで本新株予約権付社債の転換が可能な状況とすることができ、これにより株価の下落時においても株主資本増強が可能となります。

また、株価が当初転換価額の130%を5営業日連続で超え、割当予定先から転換請求がされた場合には、原則として、転換価額は各転換請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正されます。これにより、一定以上の株価上昇時においては、株価に連動して転換価額が修正される仕組みとなり、これにより、株価上昇時において、新株の発行数を抑制し、1株当たり利益の希薄化を抑えることが可能となります。

さらに、発行から2年6か月目(転換期間は残り6か月)以降においては、株価に応じて一定の範囲で 転換価額が修正される仕組みとしており、株価上昇時においては転換を促しつつも一定以上の株価上昇 時には希薄化にも配慮することを企図し、一方、株価下落時にも、一定の転換が確保されることで株主資 本増強に資することを企図しています。

加えて、本新株予約権付社債の発行により調達した資金は、下記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」のとおり、主に運転資金として借り入れている金融機関からの既存の借入金の返済に充当する予定ですが、本新株予約権付社債はゼロクーポンかつオーバーパーにて発行されるため、既存の借入金の返済資金を低コストで調達することが可能です。

また、本新株予約権付社債には、2023 年 8 月 14 日以降に、割当予定先との事前の同意に基づき、本新株予約権付社債を取得することができる、ソフトマンダトリー条項が付されており、当初の資金調達の実現に加え、将来の資本増強も期待できる商品性となっております。

本新株予約権付社債の発行手法として第三者割当による発行を選択することで、発行準備及び費用の効率化を実現しております。

なお、本新株予約権付社債については、上記の通り、株価に応じ又は当社の選択により、転換価額が上 方及び下方修正される可能性が存在します。これにより、発行後、株価が上昇した場合に一定の条件の下で希薄化抑制のメリットが得られる一方で、株価が下落した場合には、現状対比で低い株価で希薄化が発生することになります。もっとも、①本スキームに関しては、割当予定先としても許容できる株価変動リスクに限度があること、②将来の資本増強のためには、株価の下落局面においても新株予約権付社債の転換を促進する必要があること、③当初転換価額は発行決議日の直前営業日である 2020 年8月 26日の東証終値を上回る金額と設定されており希薄化に一定程度配慮した商品設計であること、④下限転換価額が 2020 年8月 26日の東証終値の 70%に相当する金額に設定されていること、⑤発行後2年6か月後の時点で本新株予約権付社債が残存している場合にはその後の転換を促進し資本増強を図ることを意図して上限転換価額は当初転換価額に設定されているものの、その時点で株価が修正条項基準価額対比で高い水準を超えて推移している場合には転換価額はその時点の株価を基準に修正され上限転換価額による制約は受けないこと等を踏まえると、上限転換価額の設定を含む本スキームとすることも合理的と判断いたしました。

なお、本新株予約権付社債割当契約には、下記の内容が含まれます。

### <譲渡制限条項>

- 1) 本新株予約権社債の譲渡については、割当予定先がアセットスワップスキームに より譲渡する場合を除き、発行会社の取締役会の承認を要するものとします。
- 2) 1) にかかわらず、アセットスワップスキームによる譲渡を行う場合には、割当 予定先は当社に譲渡前に書面で譲渡先、譲渡額面金額、譲渡日の通知を行うこと により、譲渡を行うことができます。

#### <本行使価額修正条項付新株予約権>

本行使価額修正条項付新株予約権による資金調達は、行使期間を約3年間とする本行使価額修正条項付新株予約権を、第三者割当の方法によって当社が割当予定先に対して割当て、割当予定先による本行使価額修正条項付新株予約権の行使に伴って当社の資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。また、本行使価額修正条項付新株予約権には、当社が本行使価額修正条項付新株予約権の行使を許可した場合に限り、割当予定先は本行使価額修正条項付新株予約権を行使できる旨が定められた行使許可条項(下記<行使許可条項>をご参照ください。)が付与されており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を総合的に勘案し、当社の裁量により割当予定先に対し行使許可を行うかどうかを判断することができる仕組みとなっております。

なお、当社が割当予定先との間で、本行使価額修正条項付新株予約権の募集に関する届出の効力発生後 に締結する本行使価額修正条項付新株予約権割当契約には、下記の内容が含まれます。

#### <行使許可条項>

1) 割当予定先は、本行使価額修正条項付新株予約権割当契約に従って当社に対して本行使価額修正条項付新株予約権の行使に係る許可申請書を提出し、これに対し当社が書面(以下「行使許可書」といいます。)により本行使価額修正条項付新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長 60 取引日の期間(以下「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ、本行使価額修正条項付新株予約権を行使できます。なお、行使許可は、割当予定先それぞれに対して独立して付与されるものとし、一方の割当予定先が行使許可を取得した場合であっても、他方の割当予定先は、自ら行使許可を取得しなければ、本行使価額修正条項付新株予約権を行使することができません。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請時点で、それ以前になされた行使許可に基づき当該割当予定先が本行使価額修正条項付新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。また、当該申請に係る行使許可期間が、当該申請時点で、他の割当予定先に対して付与された行使許可期間と重複する場合(但し、(i)重複する行使許可期間において、他の割当予定先が行使する

ことができる全ての本行使価額修正条項付新株予約権を行使した場合、及び、(ii) 本行使価額修正条項付新株予約権の行使期間の最終3ヶ月間を除きます。)には、行 使許可の申請を行うことができません。

- 2) 当社は、行使許可を行った後、行使許可期間中に当該行使許可を取り消す旨を割当予 定先に通知することができ、この場合、通知の翌々取引日から、割当予定先は当該行 使許可に基づく本行使価額修正条項付新株予約権の行使ができなくなります。
- 3) 当社は、行使許可を行った場合又は行使許可を取り消した場合には、その旨をプレス リリースにて開示いたします。

#### <譲渡制限条項>

割当予定先は、本行使価額修正条項付新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

### <本行使価額修正条項付新株予約権の買入請求条項>

割当予定先は、本行使価額修正条項付新株予約権の発行後、2020年9月15日から2023年8月1日までのいずれかの5連続取引日の当社普通株式の東証終値の全てが本行使価額修正条項付新株予約権の下限行使価額を下回った場合、又は2023年8月2日以降2023年8月31日までの間はいつでも、当社に対して通知することにより本行使価額修正条項付新株予約権を買い取ることを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本行使価額修正条項付新株予約権1個につきその払込金額と同額を支払うことにより割当予定先が保有する本行使価額修正条項付新株予約権を買い取ります。

なお、本行使価額修正条項付新株予約権には、上記<本行使価額修正条項付新株予約権の買入請求 条項>とは別に、当社の選択によりいつでも、残存する本行使価額修正条項付新株予約権の全部又は 一部を、発行価額と同額にて取得することができる旨の取得条項及び、当社が本行使価額修正条項付 新株予約権の行使期間の末日(2023年9月13日)に、当該時点で残存する本行使価額修正条項付新 株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得する旨の取得条項が付されております。当該取得条項に ついては、本プレスリリース添付の本行使価額修正条項付新株予約権の発行要項第14項第(1)号乃至 第(2)号をご参照ください。

#### (3) 資金調達方法の選択理由

本スキームの検討に際しては、今後の中長期的な有利子負債調達余地を確保しつつも、希薄化が当社 株式価値に与えるインパクト、株式需給の悪化による株価下落の影響を可能な限り排除することにより、 既存株主の保護をいかに図るか、また同時に当社企業価値向上に必要なタイミングでの資金調達・資本

増強をいかに効率的に、かつ確実に達成するかという観点からの検討を重ねてまいりました。

今回本スキームの採用に至った理由について、当社として特に強調しておくべきと考えております事項は以下のとおりとなります。

①本新株予約権付社債の発行を検討するに際しては、財務健全性を向上させるため、金融機関からの 借入金の返済資金として、発行と同時に満額かつゼロクーポンで調達できる方法とすることを企図いた しました。これにより、新株予約権のみの発行の場合の懸念点となる資金調達の不確実性を一定程度解 消することができると考えております。また、発行後2年6か月間は当社が選択権を行使し又は株価が 当初転換価額の 130%を5営業日連続で超えない限り、本新株予約権付社債の転換価額は固定されてお り、転換価額が随時下方に修正される商品と比べ転換による新株の発行数を抑制し、1株当たり利益の 希薄化を抑えることができます。一方で、将来の一定の株価上昇時における転換による株主資本増強を 通じて成長投資余力を確保・拡大することを企図しております。他方、発行から2年6か月間において も、株価が当初転換価額を下回る状況が継続するなどして本新株予約権付社債の転換が行われない状況 においては、1回のみの選択権を行使することにより、当社の選択により転換価額を修正することで本 新株予約権付社債の転換が可能な状況とすることができ、これにより株価の下落時においても株主資本 増強が可能となります。さらに一定以上の株価上昇時においては、株価に連動して転換価額が修正され る仕組みとなり、これにより、株価上昇時においても、新株の発行数を抑制し、1株当たり利益の希薄 化を抑えることが可能となります。加えて、発行から2年6か月目(転換期間は残り6か月)以降にお いては、株価に応じて一定の範囲で転換価額が修正される仕組みとしており、株価上昇時においては転 換を促しつつも一定以上の株価上昇時には希薄化にも配慮することを企図し、一方、株価下落時にも、 一定の転換が確保されることで株主資本増強に資することを企図しています。当初転換価額は、発行決 議日の直前営業日である 2020 年8月 26 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 上回る金額である1,500円であり、当社株価の水準・ボラティリティ、市場スプレッドを含む市場動向 や本新株予約権付社債のその他の内容等を勘案して決定しました。

②本行使価額修正条項付新株予約権の発行に際しては、M&A や新領域への事業拡大を軸とした成長資金の確保及び金融機関からの借入金返済による財務基盤の強化を目的とし、当社の資金需要に応じて臨機応変に資金調達及び資本増強を図ることを企図しております。本行使価額修正条項付新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて上下方に修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合においては、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額の増加が期待されます。他方で、株価が軟調に推移する局面であっても、下限行使価額の設定により行使の柔軟性が一定量確保されていることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。

また、本行使価額修正条項付新株予約権には、行使許可条項が付されており、割当予定先の行使許可申請に対して、当社が許可した数量及び期間においてのみ、割当予定先は本行使価額修正条項付新株予約権の行使が可能となっております。これにより、当社が希薄化を一定量コントロールしながら、資金調達及び資本増強を図ることが可能な設計となっており、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が

可能となる仕組みを備えていると考えております。

#### <本新株予約権付社債>

本新株予約権付社債の発行に際しては、調達手法と発行形態に関して慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、本新株予約権付社債の第三者割当による発行が、以下の理由から、現時点における最良の選択肢であると判断しました。

①本新株予約権付社債の第三者割当による発行以外に、複数の資金調達手段を検討しましたが、以下の理由から、それぞれ選択肢から除外しました。

#### ア)公募増資

本新株予約権付社債の発行による調達金額相当額を、公募増資等による普通株式の発行により一度に 調達する場合、当社の株主資本の現時点での状況等を踏まえると、株式価値の希薄化及び株価への影響 がより直接的かつ即時に生じることとなり、当該発行が既存株主の利益に悪影響を与えるおそれがある と考えられるため、選択肢として適切ではないと判断しました。また、新型コロナウイルス感染症の流 行等により経済状況が大きく混乱している中で、公募増資による普通株式の発行により必要な規模の資 金を調達するのは困難であると判断しました。

#### イ)普通社債・銀行借入

普通社債の発行や金融機関からの借入については、資金調達の選択肢としては重要であるものの、本 新株予約権付社債と比べて金利コストが高くなります。また、本スキームを検討するにあたっては資本 増強も重視しており、かかる目的のため本新株予約権付社債には、割当予定先との事前の同意に基づき、 本新株予約権付社債を取得することができる、ソフトマンダトリー条項が付されております。普通社債 や銀行借入れでは当該目的は達成し得ないことから、今回の資金調達においては最適ではないと判断し ました。

②本新株予約権付社債の発行は、①に記載した他の調達手段との比較において、以下に記載のメリット及びデメリットがありますが、一時的な1株当たり利益の希薄化を抑えながら、将来における転換に伴う株主資本増強も期待できること、株価が一定以上上昇した場合には転換価額は株価を基準に修正され上限転換価額による制約は受けないこと及び、財務健全性を向上させるため、金融機関からの借入金の返済資金として、発行と同時に満額かつゼロクーポンで調達することが可能であることから、本新株予約権付社債による資金調達が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

# (i) メリット

#### ア)金利コストの低減

本新株予約権付社債は、オーバーパーにて発行され、ゼロクーポンであるため、期中における金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

#### イ)現状の株価を上回る転換価額

既存株主への配慮のため、転換価額が現状の株価を上回る金額に設定され、発行後の1株当たり利益の潜在的な希薄化を一定程度抑制する効果が期待できること、(上記「1.募集の概要<本新株予約権付社債発行の概要>(6)転換価額」に記載のとおり、転換価額が下方修正される可能性は存在するものの、下方修正される場合の修正後の転換価額は当該修正日に先立つ一定期間の平均株価に設定され、かつ、下限転換価額も、2020年8月26日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する金額に設定されていることから、希薄化抑制にかかる証券設計に関する様々な工夫がなされています。加えて、株価が一定期間にわたり当初転換価額対比で高い水準を超えて推移し、割当予定先から転換請求がされた場合には、原則として、転換価額は株価に応じて修正されることから、希薄化抑制のみならず、将来の株価上昇時における転換による株主資本増強を通じた成長投資余力を確保・拡大も企図された設計となっております。

#### ウ) ソフトマンダトリー条項行使の可能性

本新株予約権付社債には、償還日の約1か月前から、割当予定先との事前の同意に基づき、当社が本 新株予約権付社債を取得することができる、ソフトマンダトリー条項が付されており、当社が当該条項 の行使を選択した場合には、当初の資金調達の実現に加え、将来の資本増強も期待できる商品性となっ ております。

#### エ)マーケティング期間の株価インパクトの回避

本新株予約権付社債は第三者割当により発行することから、公表前に条件決定を完了することができ、 国内において転換社債を公募する場合には一般に必要となるマーケティング期間中の株価下落リスク を回避し、結果として、潜在株式数の変動リスクを回避することが可能となります。また、マーケティ ング期間中の株価インパクトによる既存株主持分の価値棄損を回避することも可能となります。

### (ii) デメリット

#### ア)一時的な負債比率上昇

発行時点においては会計上の負債であり資本には参入されず、一時的に負債比率が上昇します。

#### イ)リファイナンス対応が必要となる可能性

株価が転換価額を下回る水準で推移した場合で、かつ当社がソフトマンダトリー条項を行使しない場合には、満期に償還価格での一括償還が必要となり、リファイナンス対応が必要となる可能性があります。

#### ウ)修正後転換価額での転換

転換価額が払込期日の2年6か月後に自動的に下方修正される可能性が存在するため、株価が当初転 換価額を下回る水準で推移した場合には、現状対比で低い転換価額での転換が行われ希薄化が発生する 可能性があります。

#### エ)オーバーパーによる償還

本新株予約権付社債は、発行から3年後の2023年9月13日に額面100円につき103円の割合で償還を予定しており、ゼロクーポンかつオーバーパーによる発行ではあり期中の金利負担はないものの、パ

一による償還の場合と比較して、償還時における負担が大きくなります。

#### オ) 上限転換価額の設定

発行から2年6か月目において、同日を含む前5連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がいずれも当初転換価額の130%を超える場合を除き、株価に応じ、本新株予約権付社債の転換価額は修正されますが、修正後の金額が当初転換価額を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は当初転換価額とされ、修正時の株価水準よりも低い転換価額となる可能性があります。

- ③本新株予約権付社債を第三者割当の方法により発行するに際して、他の発行形態により発行する場合との比較において以下の要素を勘案しました。
- ア)国内市場での新株予約権付社債の公募発行は、マーケティング期間の長さ等から条件決定までに 相当程度の株価インパクトが想定されるため、選択肢から除外しました。
- イ)ユーロ市場での新株予約権付社債の公募発行は、現在の市場環境下では十分な需要が必ずしも見込めないこと、原則として英文目論見書等の作成を要し、準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性を損なうことから、選択肢から除外しました。

上記の発行形態との対比で、第三者割当による本新株予約権付社債の発行は、現在の市場環境下では 十分な需要が見込め、また、準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性が最も高いことから、発行形態として最適であると判断しました。

### <本行使価額修正条項付新株予約権>

本スキームにおける本行使価額修正条項付新株予約権は、M&A や新領域への事業拡大を軸とした成長 資金の確保及び金融機関からの借入金返済による財務基盤の強化を目的として設定するものであり、調 達手法と発行形態に関して慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、本行使価額修正条項付新株予 約権の第三者割当による発行が、以下の理由から、現時点における最良の選択肢であると判断しました。

①当該目的達成の観点から、本行使価額修正条項付新株予約権の発行以外に、複数の資金調達手段を 検討しましたが、以下の理由から、それぞれ選択肢から除外しました。

### ア)公募増資

公募増資等による普通株式の発行は、株式価値の希薄化を一時に引き起こし、株価への影響が大きくなるおそれがあることから今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

#### イ)普通社債・銀行借入

普通社債の発行や金融機関からの借入については、資金調達の選択肢としては重要であるものの、負債性調達であることから財務健全性の低下につながるため、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

ウ) 新株予約権無償割当による増資 (ライツ・オファリング)

新株予約権無償割当による増資(ライツ・オファリング)には、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約

権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

②本行使価額修正条項付新株予約権には以下に記載のメリット及びデメリットがありますが、既存株主の利益への配慮と資金使途との適合性、上記の目的を総合的に加味して、本行使価額修正条項付新株予約権による資金調達が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

#### (i) メリット

#### ア)最大交付株式数の限定

本行使価額修正条項付新株予約権の目的である当社普通株式数は 3,550,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は予め限定されています。

### イ) 当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能

当社は、行使許可を通じて本行使価額修正条項付新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

#### ウ) 株価への影響の軽減

本行使価額修正条項付新株予約権の行使価額は、本行使価額修正条項付新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

#### エ) 資本政策の柔軟性の確保

資本政策の変更が必要となった場合、発行期間中を通じて、当社の判断により残存する本行使価額修 正条項付新株予約権の全部又は一部を取得することができることから、資本政策の柔軟性を確保するこ とができます。

### (ii) デメリット

#### ア) 行使完了に一定の期間が必要

市場環境に応じて、本行使価額修正条項付新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。 イ)株価低迷時に調達が予定通り進まない可能性

株価の下落局面においては、本行使価額修正条項付新株予約権の行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。また、株価水準によっては行使が行われず資金調達が進まない可能性があります。

ウ)行使は割当予定先の裁量により行われる

行使許可期間中における本行使価額修正条項付新株予約権の行使は割当予定先の裁量によることから、割当予定先が行使をしない限り資金調達ができない仕組みとなっております。

# 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

1	本件調達金額の総額	6, 150 百万円
	本新株予約権付社債発行に係る調達金額	1,020 百万円
	本行使価額修正条項付新株予約権発行に係る調達資金(注1)	5, 130 百万円
	本行使価額修正条項付新株予約権の発行価額の総額	25 百万円
	本行使価額修正条項付新株予約権の行使に際して出資される財産の額	5, 104 百万円
2	発行費用の概算額(注 2)	23 百万円
3	差引手取概算額	6, 127 百万円

- (注) 1 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本行 使価額修正条項付新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本行使価額修正条項付新 株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本行使価額修正条項付新株予約権を 消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
  - 2 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価値算定費用、財務代理人費用及びその他事務費用 (有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計額でありま す。また、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 調達する資金の具体的な使途

<過去に実施した資金調達>

(第9回乃至第11回新株予約権に係る調達資金の充当状況)

当社は、2017年7月24日付で、第9回乃至第11回新株予約権を発行いたしましたが、その充当

状況に関しましては、下表のとおりです。

資金使途	① 戦略的な大型M&Aの実施
	② 新ブランドを中心とした認知度向上や顧客獲得を目的
	とするブランディングコスト
支出予定金額	当初発行時:10, 122, 123, 270 円
	変更後:5,089,000,000円
支出予定時期	当初発行時:2017年7月~2020年6月
	変更後:2018年8月~2020年7月
調達金額	第9回乃至第 11 回新株予約権の行使による調達金額合計
(差引手取概算額)	0円
	(第9回乃至第 11 回新株予約権については全て取得・消却
	済み)
充当額	0円
	(未充当額 当初発行時:10,122,123,270 円、変更後
	50,890,000,000円)

上表記載のとおり、2017 年 7 月 24 日付で第 9 回乃至第 11 回新株予約権を発行いたしましたが、2018 年 8 月 29 日付で第 9 回及び第 10 回新株予約権全てを取得し、直ちに消却するとともに、2019 年 7 月 24 日付で第 11 回新株予約権全てを取得し、直ちに消却しております。このため、当社は、第 9 回 乃至第 11 回新株予約権の発行時に予定していた「戦略的な大型 M&A の実施」及び「新ブランドを中心とした認知度向上や顧客獲得を目的とするブランディングコスト」にかかる資金調達を実施できておりません。

具体的な使途		変更前		変更後		充当済み
		金額(百万円)	支出予定時期	金額(百万円)	支出予定時期	金額
1	戦略的な 大型 M&A の実施	<u>8,122</u> 百万円	2017 年 <u>7</u> 月 ~2020 年 <u>6</u> 月	<u>4,096</u> 百 万円	2018 年 <u>8</u> 月 ~2020 年 <u>7</u> 月	0円
2	新ブラン ドをした とし カ度 で 顧 を し 及 び 得 を り そ り れ り り り り り り り り り り り り り り り り	2,000 百万円	2017 年 <u>7</u> 月 ~2020 年 <u>6</u> 月	<u>993</u> 百万 円	2018年8月 ~2020年 <u>7</u> 月	0円

的とする			
ブランデ			
ィングコ			
スト			

### (第13回新株予約権に係る調達資金の充当状況)

当社は、2018 年 8 月 14 日付で、第 13 回新株予約権を発行いたしましたが、その充当状況に関しましては、下表のとおりです。

資金使途	① 戦略的な大型M&Aの実施		
	② 新ブランドを中心とした認知度向上や顧客獲得を目的		
	とするブランディングコスト		
支出予定金額	4, 681, 587, 900 円		
支出予定時期	2018年9月~2020年7月		
調達金額	3, 638, 578, 900 円		
(差引手取概算額)			
充当額	3, 638, 578, 900 円		

上表記載のとおり、実際の調達額は3,638 百万円となり、当初予定していた資金調達額4,681 百万円には至りませんでした。当初予定していた資金調達額に満たない場合には、上記②で調整する予定とし、かつ、大型 M&A に資金が充当されなかった場合には、上記②の使途に追加的に充当することを想定しておりましたところ、上記①の大型 M&A の検討に当たって、適時かつ妥当な案件の成就に至らなかったため、上記①の充当分以外については、上記②へ充当いたしました。

ţ	具体的な使途	支出予定金額	充当済金額	未充当金額	支出予定時期
1)	戦略的な大型M&Aの実施	3, 745 百万円	2,702 百万円	1,043 百万円	2018年9月~2020年7月
2	新をた上獲とンコラ心知びをるイナンと度顧目ブンスのである。	936 百万円	936 百万円	0 百万円	2018年9月~2020年7月

### <今回調達する手取金の使途>

本件調達金額の総額は、合計 6,150 百万円 (差引手取概算額の合計 6,127 百万円)となる予定であり、

調達する資金の具体的な使途は、①発行・払込みと同時に資金調達が達成される本新株予約権付社債、 ②株価の上昇に従い段階的に資金調達が行われる本行使価額修正条項付新株予約権の2つに分けて記載しております。

本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
金融機関からの借入金の返済	1, 004	2020年9月~ 2023年9月
合計	1,004	_

- (注) 1 今回本新株予約権付社債の発行により調達する資金1,004 百万円は、主に運転資金として借り入れている金融機関からの借入金の一部返済に充当する予定です。なお、返済の時期に関しましては、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使状況及び本行使価額修正条項付新株予約権の行使状況並びに資金需要に応じて、検討の上決定いたします。
  - 2 当社は、本新株予約権付社債の払込みにより調達した資金を、支出実行まで銀行預金等にて 確実に資金管理を図る予定であります。

本行使価額修正条項付新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

	具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① M&A Ø	A の実施	2, 823	2020年9月~
1)	Mich Vノ大心	2, 020	2023年9月
	アフターコロナを見据えた成長戦略「エアトリ 2020」		2020 年 9 月~
2	の推進のための、新領域における事業拡大・新規参入	1, 300	. , , ,
	のためのシステム投資等、事業拡大資金		2023 年 9 月
(3)	▲ 両・松 田 み、と の 世・1 ▲ の 海 这	1 000	2020年9月~
3	金融機関からの借入金の返済	1,000	2023年9月
	合計	5, 123	_

(注) 1 本行使価額修正条項付新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本行使価額修正条項付新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本行使価額修正条項付新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本行使価額修正条項付新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本行使価額修正条項付新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金又は銀行からの借入金により充当する予定であります。なお、本行使価額修正条項付新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資

金調達ができた場合には、②の使途に追加的に充当する予定であります。

- 2 当社は、本行使価額修正条項付新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する 計画でありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて確実な資金管理を 図る予定であります。
- 3 上記具体的な使途につきましては、支出時期の早く到来したものから順に充当していく予定 でありますが、支出時期が重なった場合には、①、②、③の順に充当する予定であります。

当社は、本行使価額修正条項付新株予約権の発行により調達する資金につき、上記表中に記載のとおり充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

#### <① M&A の実施について>

当社は上場以来、投資事業において、既存事業(エアトリ旅行事業、IT オフショア開発事業、訪日旅行事業及びライフイノベーション事業)とのシナジーを重視した積極的な投資及び M&A を推進してきており、連結グループも 26 社を数えるまでに拡大いたしました。このうち、25 社は上場後にグループ化した子会社・関連会社となります。それに伴い当社グループは、事業の規模や多様性の面で急速に変化しております。当社グループでは新中期成長戦略「エアトリ 5000」に従い、連結取扱高の拡大に努め、既存事業の成長に加え、積極的な投資及び M&A により業容を拡大して参ります。投資や M&A の対象としては、既存事業とのシナジーを重視し、それらに関連した分野における対象先選定を行っております。既存事業と直接的な事業シナジーを生じさせる企業に加え、広く当社の属する旅行産業、観光産業又は IT 産業での対象先選定を行い、戦略的な投資及び M&A の実施を進めて参ります。また、投資規模や件数に関しては、当社が過去に実施又は検討した案件の金額や件数を踏まえて、1 件あたり数億円から十数億円規模にのぼるものも視野に複数案件を想定しております。なお現状においては、投資先及び M&A の対象先の検討はしておりますが、具体的な投資先及び M&A の対象先については決まっておりません。投資を行う際には、財務健全性・投資効率を勘案し、銀行借入からも併せて資金を充当する予定です。

上記を踏まえ、当社の資金需要を慎重に検討し、今般、M&A に伴う管理体制の強化や人材確保のために必要となる資金を含め、当社サービスの分野における M&A 資金に充当することを予定しております。また、現状 M&A に資金が充当されなかった場合の代替使途は具体化しておりませんが、未充当額が生じる場合には、下記②の使途に追加的に充当することを想定しております。

<② アフターコロナを見据えた成長戦略「エアトリ 2020」の推進のための、新領域における事業 拡大・新規参入のためのシステム投資等、事業拡大資金について>

本行使価額修正条項付新株予約権による調達金額のうち、1,300 百万円については、「エアトリ 2020」を推進するための、新領域における事業拡大・新規参入のためのシステム投資等、事業拡 充資金に充当する予定です。具体的には、主にエアトリ旅行事業及びライフイノベーション事業

におけるシステム投資、広告宣伝投資及び人材投資等に充当する予定であり、2023 年9月までの毎期4億円の投資を見込んでおります。システム投資についてはPCR 検査やキャンピングカーなどの新商品を既存商品とともに顧客に提供するためのシステム開発、それらの商品を社内で効率的に管理するためのシステム開発を毎期1億円見込んでおり、アフターコロナを見据えて来期以降も継続的な投資を予定しております。また、それらの新商品をテレビ CM や WEB 広告を活用してマーケティングする広告宣伝費用や販促活動を行う人材への投資を毎期3億円見込んでおります。

エアトリ旅行事業においては、GoToTravel キャンペーンの積極的な活用やテクノロジー活用によるオペレーション自動化により昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡散と同感染症による経済活動の停滞の乗り切り、アフターコロナを見据えた新サービス開発を進めております。認知度の大きな向上を実現したマーケティング力に加えて、仕入力や開発力の強みを活かして事業拡大資金を投入することで、アフターコロナにおいて市場シェアを拡大することを見込んでおります。

また、当社は、ライフイノベーション事業(ヘルスケア領域)において、2020 年7月14日、オンライン診療支援サービス・医療コンサルティング等を展開する株式会社ピカパカへの出資を発表しました。当社とピカパカ社は、「旅行・出張」×「医療」の分野においても包括的な取組を行い、ピカパカ社の提携する医療機関・クリニックが国内外の旅行・出張時における PCR 検査・抗体検査サービス等の提供も進めております。当社のこれまでの IT ノウハウを活かして人材・システム投資等を実施することで、『医療』×『IT』の分野に対して更なる事業拡大が可能であると考えています。

これらにより、新中期成長戦略「エアトリ 5000」の早期達成及び、企業ミッションに掲げている「終わりなき成長」の実現を目指します。

### <③ 金融機関からの借入金の返済について>

財務健全性を向上させるため、主に運転資金として借り入れている金融機関からの借入金の返済に 1,000 百万円を充当する予定です。なお、返済の時期に関しましては、本行使価額修正条項付新株予約権の行使状況及び他の資金需要に応じて、検討の上決定いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質 の改善・強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与し、 既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであ ると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

### ①本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング(本社:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:野口真人)(以下「プルータス」といいます。)に本行使価額修正条項付新株予約権及び本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、本行使価額修正条項付新株予約権及び本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、本行使価額修正条項付新株予約権及び本新株予約権付社債の評価報告書」といいます。)を受領いたしました。プルータスは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権付社債の発行要項及び本新株予約権付社債割当契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、プルータスは、本新株予約権付社債の発行要項及び本新株予約権付社債割当契約の諸条件並びに評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

本新株予約権付社債の当初転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態を鑑み、割当予 定先と協議の結果、1,500円と決定いたしました。なお、この転換価額は、2020年8月26日(取締役 会決議日の前営業日)における当社普通株式終値1,438円に対して4.31%のプレミアム、1ヶ月の終 値平均 1,151 円に対して 30.32%のプレミアム、3ヶ月の終値平均 1,210 円に対して 23.97%のプレミ アム及び6ヶ月の終値平均1,068円に対して40.45%のプレミアムとなります。また、本新株予約権付 社債の転換価額は、割当予定先との協議により、①③に定めるところにより転換価額が修正される場 合を除き、修正条項基準日以降、修正日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値(同日 に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額(計算の結果1円未満の端数を生じ る場合は、その端数を切り上げた金額。)に、当該修正日以降修正されます。但し、修正条項基準日 以降、当社普通株式の普通取引の終値が、当該時点における修正条項基準価額以下となった場合、② に定めるところにより当社取締役会の決議が行われていない場合に限り当初転換価額となり、②に定 めるところにより当社取締役会の決議が行われている場合には②に定める転換価額に修正されます。 ②当社は、2020年9月15日(同日を含む。) から2023年3月12日(同日を含む。) までの間、②に 定めるところにより当社取締役会の決議が既に行われている場合を除き、当社取締役会決議により、 当該決議日に先立つ20連続取引日における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格が当初転換 価額(末尾添付の本新株予約権付社債の発行要項第12項第(9)号乃至第(15)号に定めるところによる 調整に服するものとする。)を下回る場合には、転換価額を当該平均値の90%(計算の結果1円未満 の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)に修正することができます。但し、修正後の 転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には修正後の転換価額は下限転換価額とします。③ 転換価額は、2023年3月13日に、同日を含む前5連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株

式の普通取引の終値がいずれも修正条項基準価額を超える場合を除き、当該日に先立つ 20 連続取引日における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値の 90% (計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)に修正されます。但し、修正後の転換価額が 当初転換価額 (本プレスリリース添付の本新株予約権付社債の発行要項第 12 項第(9)号乃至第(15)号に定めるところによる調整に服するものとする。)を上回ることとなる場合には修正後の転換価額は当初転換価額とし、下限転換価額を下回ることとなる場合には修正後の転換価額は下限転換価額とするものとしています。

その上で、当社は、プルータスより、本新株予約権付社債につき、本新株予約権の実質的対価(本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる金利減免等の経済的利益)が各本新株予約権の公正な価値を上回っているとの評価結果を得ていることを確認した上で、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行価格(各社債の金額100円につき金102円)を決定しております。また、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益(新株予約権を付さずに社債を発行していれば課されたであろう将来の利息の現在価値)と、本新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を上回っていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと、算定手続の中で本新株予約権付社債の発行後の株価変動の可能性が考慮されていると考えられること等から、本新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役4名全員(うち2名は社外監査役)から、当社及び割当予定先から独立した第三者 算定機関であるプルータスが本新株予約権の価値算定を行っていること、プルータスによる本新株予約 権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価 額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関し て不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権の実質的な対価は本新株予約権の公正な価値を上回る ものであることから、本新株予約権付社債の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、 かつ適法であるとの意見を得ております。

#### ②本行使価額修正条項付新株予約権

当社は、本行使価額修正条項付新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関であるプルータスに本行使価額修正条項付新株予約権及び本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本評価報告書を受領いたしました。プルータスは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本行使価額修正条項付新株予約権の発行要項及び本行使価額修正条項付新株予約権割当契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本行使価額修正条項付新株予約権の評価を実施しています。また、プルータスは、本行使価額修正条項付新株予

約権の発行要項及び本行使価額修正条項付新株予約権割当契約の諸条件並びに評価基準日の市場環境 等を考慮した一定の前提の下、本行使価額修正条項付新株予約権の公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本行使価額修正条項付新株予約権の発行価格(720 円)をプルータスによる価値評価額(720 円)と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと、算定手続の中で本行使価額修正条項付新株予約権の発行後の株価変動の可能性が考慮されていると考えられること等から本行使価額修正条項付新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査役4名全員(うち2名は社外監査役)から、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるプルータスが本行使価額修正条項付新株予約権の算定を行っていること、プルータスによる本行使価額修正条項付新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本行使価額修正条項付新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないことから、本行使価額修正条項付新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本行使価額修正条項付新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数3,550,000株 (議決権の数35,500個) 及び本新株予約権付社債が当初転換価額1,500円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数666,666株 (議決権の数6,666個) の合計数は4,216,666株 (議決権の数42,166個) であり、これは、2020年3月31日現在の当社の発行済株式総数20,115,300株及び総議決権の数201,106個の21.0%及び21.0%にそれぞれ相当します。また、本行使価額修正条項付新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数3,550,000株 (議決権の数35,500個) 及び本新株予約権付社債が下限転換価額1,007円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数993,048株 (議決権の数9,930個) の合計数は4,543,048株 (議決権の数45,430個) であり、これは、2020年3月31日現在の当社の発行済株式総数20,115,300株及び当社の総議決権の数201,106個の22.6%及び22.6%にそれぞれ相当します。

しかしながら、当該資金調達により、上記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の改善・強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与し、既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えていることから、当該資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本新株予約権付社債がすべて転換され、かつ本行使価額修正条項付新株予約権全てが行使された場合の交付株式数の総数最大 4,543,048 株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は412,597 株であり、一定の流動性を有していることから、本新株予約権付社債の転換及び本行使価額修正条項付新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

### 6. 割当予定先の選定理由等

# (1) 割当予定先の概要

### <みずほ証券>

(1)	名称				みずほ証券株式会社				
(2)	所在地				東京都千代田区大手町一丁目5番1号				
(3)	代表者の役職・氏名				取締役社長飯田浩一				
(4)	事業区	勺容			金融商品取引業				
(5)	資本金	金			125, 167 百万円				
(6)	設立年	手月 日			1917年7月16日				
(7)	発行法	<b>脊株式数</b>			2,015,102,652 株				
(8)	決算其	朔			3月31日				
(9)	従業員	員数			7,397名(2020年3月	] 31 日現在)			
(10)	主要耳	反引先			投資家及び発行体				
(11)	主要耳	取引銀行			株式会社みずほ銀行				
(12)	大株	主及び持	株比率		株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.80%				
					農林中央金庫 4.20%				
(13)	当事会社間の関係								
	資	本	関	係	割当予定先が保有して	ている当社の株式の数:	600 株		
					(2020年3月31日現在)				
					当社が保有している害	当予定先の株式の数:	なし		
	人	的	関	係	該当事項はありません	J.			
	取	引	関	係	該当事項はありません	J.			
	関連	当事者へ	の該当場	沈	該当事項はありません	J.			
(14) 最	近3年	間の経営	成績及び	財政状	:能(単位:百万円。特	記しているものを除く	。)		
決算期					2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期		
連結純資	産				910, 839	894, 460	895, 187		
連結総資産					15, 158, 567	15, 642, 380	17, 642, 714		
1株当たり連結純資産(円)					448. 52	441.08	442. 15		
連結営業収益					381, 474	381, 531	381, 775		
連結営業	利益				42, 620	21, 217	29, 236		
連結経常利益					43, 260	22, 754	31, 258		
親会社株	主に帰	属する連	結当期純	利益	35, 751	4, 377	21, 428		

1株当たり連結当期純利益 (円)	17.74	2. 17	10.63
------------------	-------	-------	-------

(注) 割当予定先であるみずほ証券株式会社は東京証券取引所の取引参加者であることから、東京証券取引所 に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書は提出しておりません。

### <SBI 証券>

(1)	名称	株式会社 SBI 証券				
(2)	所在地	東京都港区六本木一丁	東京都港区六本木一丁目6番1号			
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 髙村	代表取締役社長 髙村 正人			
(4)	事業内容	金融商品取引業				
(5)	資本金	48,323 百万円(2020 4	年3月31日現在)			
(6)	設立年月日	1944年3月30日				
(7)	発行済株式数	3, 469, 559 株(2020 年	3月31日現在)			
(8)	決算期	3月31日				
(9)	従業員数	869名(2020年3月3	1日時点)			
(10)	主要取引先	投資家及び発行体				
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行				
(12)	大株主及び持株比率	SBI ファイナンシャルサービシーズ株式会社 100%				
(12)	八休主及い行休比率	※上記は SBI ホールディングス株式会社の 100%子会社です。				
(13)	当事会社間の関係					
		割当予定先が保有している当社の株式の数:118,200株(2020				
	資本関係	年3月31日現在)				
		当社が保有している割当予定先の株式の数:なし				
	人的関係	該当事項はありません	/ <sub>0</sub>			
	取引関係	該当事項はありません。				
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。				
(14)	最近3年間の経営成績及び財政	状態(単位:百万円。特	<b>寺記しているものを除</b> ぐ	(。)		
決算期		2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期		
(八开方)		(連結)	(連結)	(連結)		
連結純資	産	214, 568	191, 200	216, 516		
連結総資	産	3, 031, 600	3, 241, 293	3, 357, 613		
1株当た	り連結純資産(円)	61, 308. 64	54, 403. 71	62, 204. 62		
連結営業	収益	116, 716	122, 537	124, 466		
連結営業	利益	53, 570	55, 349	42, 126		

連結経常利益	53, 798	55, 404	42, 622
親会社株主に帰属する当期純利益	36, 812	37, 865	27, 976
1株当たり当期純利益(円)	10, 610. 26	10, 913. 73	8, 063. 44
1株当たり配当金(円)	4, 323. 32	17, 869. 71	_

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であります。また、割当予定先は金融商品取引業者として登録済み(登録番号:関東財務局長(金商)第44号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2020年6月26日)において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行う等、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が特定団体等には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

#### (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2.募集の目的及び理由(3)資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、今回の資金 調達における手法の選択に際して、1)上記「2.募集の目的及び理由(1)資金調達の目的」に記載の 調達目的を達成するために適した手法であること、2)株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなって いることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めて参りました。

そのような状況の中、割当予定先より提案があった本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新 株予約権のスキームは、当社の株価や既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最 適なファイナンス手法であると判断しました。

当社は、SBI 証券から従前より資本市場を活用した資金調達に関する提案を受けており、①当社の新規株式公開及び市場変更時の主幹事証券会社であり、当社の経営及び事業内容に対する理解が深く、本新株予約権付社債をはじめ、当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、②国内オンライン証券会社最大手であり、厚い投資家基盤を有しており、本行使価額修正条項付新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、③同社が本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権と同種のファイナンスを含む豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

また、みずほ証券については①従前より当社に対して資本政策を始めとする様々な提案及び議論を行っており、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、②国内の大手証券会社の一つであり、国内外に厚い投資家基盤を有しており、本行使価額修正条項付新株予約権の行使により交付される当社普通

株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、③総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予 定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する 規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

#### (3) 割当予定先の保有方針及び転換(行使)制限措置

割当予定先は、本行使価額修正条項付新株予約権割当契約に基づき、本行使価額修正条項付新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を得る必要があります。

当社は、当該取締役会の承認をする場合には、その前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本行使価額修正条項付新株予約権の保有方針、また、当社が割当予定先との間で締結する本行使価額修正条項付新株予約権割当契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを条件に、検討・判断いたします。また、当社取締役会で、本行使価額修正条項付新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

なお、割当予定先は、本新株予約権又は本行使価額修正条項付新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であることを確認しております。

また、本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権に関して、当社は、本新株予約権付社 債の割当予定先である SBI 証券並びに本行使価額修正条項付新株予約権の割当予定先であるみずほ証券 及び SBI 証券との間で、それぞれ本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権の募集に関 する届出の効力発生をもって締結予定の本新株予約権付社債割当契約及び本行使価額修正条項付新株予 約権割当契約において、上記「2.募集の目的及び理由(2)資金調達方法の概要」に記載の内容以外に 下記の内容について合意する予定であります。

#### <割当予定先による行使制限措置>

- 1)当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中にMSCB等の買受人の転換及び行使により取得される株式数が、MSCB等の払込時点における上場株式数の10%を超える場合(以下「制限超過行使」といいます。)には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限します(割当予定先が本新株予約権付社債又は本行使価額修正条項付新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含みます。)。
- 2) 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本 新株予約権付社債の転換及び本行使価額修正条項付新株予約権の行使を行わないことに同意し、 本新株予約権付社債の転換又は本行使価額修正条項付新株予約権の行使にあたっては、あらかじ

め当社に対し、本新株予約権付社債の転換又は本行使価額修正条項付新株予約権の行使が制限超 過行使に該当しないかについて確認を行います。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

#### <SBI 証券>

割当予定先である SBI 証券からは、本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権の発行価額の総額の払込み並びに本新株予約権付社債の転換及び本行使価額修正条項付新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、当社は、割当予定先が2020年6月26日付で関東財務局長宛に提出した第78期有価証券報告書における連結貸借対照表から、割当予定先における十分な現金・預金(607,200百万円)の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

#### <みずほ証券>

割当予定先であるみずほ証券からは、本行使価額修正条項付新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本行使価額修正条項付新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、割当予定先の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの2020年3月期有価証券報告書(2020年6月26日提出)及び割当予定先のホームページに掲載されている割当予定先の2020年3月期決算短信(2020年4月30日発表)に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその親会社における十分な現金・預金(みずほ証券:690,952百万円、株式会社みずほフィナンシャルグループ:41,069,745百万円)の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

### (5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権の発行に伴い、当社の取締役会長である大石 崇徳は、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先である SBI 証券及びみずほ証券への貸株を行う予定です。

割当予定先である SBI 証券は、本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権に関して、本 新株予約権付社債の転換、本新株予約権付社債に付されたソフトマンダトリー条項の行使、及び本行使価 額修正条項付新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等 以外の本新株予約権付社債の転換及び本行使価額修正条項付新株予約権の行使に関わる空売りを目的と して、当社普通株式の借株は行いません。

割当予定先であるみずほ証券は、本行使価額修正条項付新株予約権に関して、本行使価額修正条項付新 株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本行使価 額修正条項付新株予約権の行使に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

#### 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(2020年3月31日現在)	
大石 崇徳	31.65%
吉村ホールディングス株式会社	14.05%
野村信託銀行株式会社(投信口)	3. 07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2. 04%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀	1.4%
行 頭取 三毛兼承)	
高橋 新	1. 34%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	0.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	0.84%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300009 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済	0.74%
営業部)	
株式会社 SBI 証券	0.58%

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2020年3月31日現在の所有株式を、同日の発行済株式総数で 除して算出しております。
  - 2. 本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権については、割当予定先が権利行使 後の株式保有について長期保有を約していないため、本新株予約権付社債及び本行使価額修正条 項付新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」は記載して おりません。

#### 8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な 使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の改善・強化を図る ことが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与し、既存株主の皆様の利 益にも資するものと考えております。また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございま せん。

### 9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権の発行は、1) 希薄化率が 25%未満であること、2) 支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権付社債及び本行使価額修正条項付新株予約権の全てが転換・行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと) から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績(連結) (単位:百万円。特記しているものを除く)

	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期
売上収益	5, 533	12, 426	24, 306
税引前利益	1,094	1, 138	588
親会社の所有者に帰属する当期利益	702	855	733
1株当たり親会社所有者帰属持分	176. 85	287. 83	287. 83
(円)			
1株当たり配当金(円)	7	10	10
基本的1株当たり当期利益(円)	41. 88	49. 09	39. 07

- (注) 1.2018年9月期より国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成しております。
  - 2. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
- 3. 2019 年9月期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行ったことに伴い、2018 年9月期に関連する連結経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2020年6月30日現在)

		種類	領			株式数	発行済株式数に対する比率
発	行	済	株	式	数	20, 119, 800 株	100.00%
現	時 点	の行	使	価 額	に	1 000 000 ##:	E 000/
お	ける	潜	在	株 式	数	1,009,800 株	5. 02%
下	限 値	の行	使	価 額	に		
お	ける	潜	在	株 式	数	_	_
上	限 値	の行	使	価 額	に		
お	ける	潜	在	株 式	数	_	_

(注) 上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものです。

### (3) 最近の株価の状況

# ① 最近3年間の状況

	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期
始値	1,561円	2,380 円	2,804 円
高値	3, 920 円	3,005 円	2,842 円
安値	1, 325 円	1,911円	1,601円
終値	2, 358 円	2,772 円	1,925円

### ② 最近6か月間の状況

	2020年					
	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	1,123 円	718 円	961 円	1,278円	1,230円	943 円
高値	1,242 円	1,016円	1,520円	1,439円	1,292円	1,438円
安値	517 円	628 円	893 円	1,110円	933 円	933 円
終値	718 円	989 円	1,255円	1,236円	948 円	1,438円

(注) 2020年8月の株価については、2020年8月26日現在で表示しております。

### ③ 発行決議日前営業日における株価

	2020 年 8 月 26 日現在
始値	1,360円
高値	1,438 円
安値	1,360円
終値	1,438 円

# (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第9回乃至第11回新株予約権の発行

割 当 日	2017年7月24日
発行新株予約権数	20,869個
	第9回新株予約権5,722個
	第 10 回新株予約権 6,732 個
	第 11 回新株予約権 8, 415 個
発 行 価 額	総額 48,523,270 円(第9回新株予約権1個につき4,930円、第10回新株予約権
	1個につき 2,280 円、第 11 回新株予約権 1 個につき 590 円)
発行時における	
調達予定資金の額	   10, 129, 623, 270 円(差引手取概算額:10, 122, 123, 270 円)
(差引手取概算	10, 129, 023, 210 円(左列于収例昇領:10, 122, 123, 210 円)
額 )	
割 当 先	クレディ・スイス証券株式会社
募集時における	並 圣世 - 1 C 7 2 1 0 0 0 世
発行済株式数	普通株式 16, 731, 900 株
当該募集による	普通株式 2, 086, 900 株
潜在株式数	第9回新株予約権:572,200株
	第 10 回新株予約権:673, 200 株
	第 11 回新株予約権:841,500 株
	上限行使価額はありません。
	下限行使価額は、いずれの新株予約権についても 2,918 円ですが、下限行使価額

	においても、潜在株式数は 2,086,900 株です。			
現時点における	行使済株式数: 0株			
行 使 状 況	第9回新株予約権0円			
	第 10 回新株予約権 0 円			
	第11回新株予約権0円			
	未行使の新株予約権の全部に関し、第9回新株予約権及び第10回新株予約権につ			
	ては 2018 年 8 月 29 日付で、第 11 回新株予約権については 2019 年 7 月 24 日付で			
	取得・消却しております。			
現時点における				
調達した資金の額	0円			
(差引手取概算				
額 )				
発行時における	①戦略的な大型 M&A の実施(8,122 百万円)			
当初の資金使途	②新ブランドを中心とした認知度向上や顧客獲得を目的とするブランディングコ			
	スト(2,000 百万円)			
発行時における	①2017年7月~2020年6月			
支出予定時期	②2017年7月~2020年6月			
現時点における	七年はであり、沙切したため大半を始わり			
充 当 状 況	未行使で取得・消却したため充当金額なし。 			

# 第三者割当による第13回新株予約権の発行

割 当 日	2018年9月6日
発行新株予約権数	1,767 個
発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 24,700 円(総額 43,644,900 円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算 額 )	4, 421, 838, 900 円
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
募集時における 発行済株式数	普通株式 17, 679, 500 株
当該募集による	普通株式 1,767,000 株
潜在株式数	上限行使価額はありません。
	下限行使価額は 1,490 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 1,767,000 株です。
現時点における 行 使 状 況	1,767,000 株
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額 )	3, 638, 578, 900 円
発行時における	①戦略的な大型 M&A の実施(3,745 百万円)

当初の資金使途	②当社ブランド「エアトリ」を中心とした認知度向上及び顧客獲得を目的とする
	ブランディングコスト(936 百万円)
発行時における	①2018年9月~2020年7月
支出予定時期	②2018年9月~2020年7月
現時点における	
充 当 状 況	上記の通り、実際の調達額3,638百万円となり、当初予定していた資金調達額
	4,681 百万円には至りませんでした。当初予定していた資金調達額に満たない場
	合には、下記②で調整する予定とし、かつ、大型 M&A に資金が充当されなかった
	場合には、下記②の使途に追加的に充当することを想定しておりましたところ、
	下記①の大型 M&A の検討に当たって、適時かつ妥当な案件の成就に至らなかった
	ため、下記①の充当分以外については、下記②へ充当いたしました。
	①戦略的な大型 M&A の実施(2,702 百万円)
	②当社ブランド「エアトリ」を中心とした認知度向上及び顧客獲得を目的とする
	ブランディングコスト(936 百万円)

# 11. 発行要項

別紙ご参照

以上

#### 株式会社エアトリ

## 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

## (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

#### 発行要項

#### 1. 社債の名称

株式会社エアトリ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の総額

金10億円

3. 各社債の金額

金2,500万円

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、振替機関(第22項に定める。以下同じ。)の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

5. 社債の利率

本社債には利息を付さない。

6. 社債の払込金額

各社債の金額100円につき金102円

7. 社債の償還金額

各社債の金額100円につき金103円

但し、繰上償還の場合は第11項第(3)号乃至第(5)号に定める金額とする。

8. 新株予約権又は社債の譲渡

本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

9. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

10. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

- 11. 社債の償還の方法及び期限
  - (1) 本社債は、2023年9月13日にその総額を償還する。但し、繰上償還に関しては本項第(3)号乃至第(5)号に 定めるところによる。
  - (2) 本社債を償還すべき日(本項第(3)号乃至第(5)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還日」という。)が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日に繰り上げる。
  - (3) 組織再編行為による繰上償還

- ① 組織再編行為(本号④に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他当社の機関が決定した場合)において、当社が、(イ)第12項第(21)号に従って承継新株予約権(同号に定義する。)を交付することができない場合、又は(中)組織再編行為の承認若しくは決定の日(以下「承認日」という。)までに、財務代理人に対し、承継会社等(本号⑤に定義する。)の普通株式が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本のいずれかの金融商品取引所に上場されることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日で、かつ銀行営業日とする。)の30日前までに償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②及び③に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還する。
- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号③に定義する。)が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。
- ③ 「参照パリティ」は、(イ) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみで ある場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、当該組織再編行為の承認日時点で 有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率 で表示する。)とし、(中)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他当社の機関に おいて当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。)が 承認又は決定された日(かかる承認又は決定の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合 にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証 券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出 し、小数第2位を四捨五入する。)を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得ら れた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該 5連続取引日において第12項第(10)号又は第(13)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当 該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、 償還日が2023年8月23日(同日を含む。)から2023年9月12日(同日を含む。)までの期間の場合は、 償還金額は各社債の金額の100%とする。本③、本項第(4)号②及び本項第(5)号②において「取引日」と は、東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。) が発表されない日を含まない。
- ④ 「組織再編行為」とは、(イ)当社が消滅する会社となる合併、(ロ)吸収分割又は新設分割(承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。)、(ハ)当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及び(ニ)その他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられ又は承継されることとなるものを総称していう。
- ⑤ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ヘ)に定める株式会社を総称していう。
  - (4)合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - (ロ)吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
  - (ハ)新設分割 新設分割により設立する株式会社
  - (二)株式交換 株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - (ホ)株式移転 株式移転により設立する株式会社
  - (^)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続本社債に基づく当社の義務を引き受ける又は承継する株式会社
- ⑥ 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (4) 上場廃止等による繰上償還

- ① (イ) 当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ) 当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ) 当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(三)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。
- ② 上場廃止等償還金額は、本項第(3) 号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(中)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第12項第(10)号又は第(13)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2023年8月23日(同日を含む。)から2023年9月12日(同日を含む。)までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。
- ③ 本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織 再編行為を行う旨の意向又は本項第(5)号に定めるスクイーズアウト事由を行う意向を当該公開買付け に係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。但し、当該公開買 付けによる当社普通株式の取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為の承認日又は 本項第(5)号に定めるスクイーズアウト事由発生日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末 日から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償 還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日と する。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
- ④ 当社が本号に定める償還義務と本項第(3)号又は本項第(5)号に定める償還義務の両方を負うこととなる場合、本社債は本項第(3)号又は本項第(5)号に従って償還されるものとする。
- (5) スクイーズアウトによる繰上償還
  - ① 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を対価と引換えに取得する旨の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、当該スクイーズアウト事由に係る決議目(以下「スクイーズアウト事由発生日」という。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。但し、当該効力発生日が当該公告の日から30日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は、償還日が当該効力発生日よりも前の日になることを確保するために必要な限度で繰り上げられる。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「スクイーズアウト償還金

額」という。)で繰上償還する。

- ②スクイーズアウト償還金額は、本項第(3)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該スクイーズアウト事由に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、当該スクイーズアウト事由発生日に終了する5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第12項第(10)号又は第(13)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2023年8月23日(同日を含む。)から2023年9月12日(同日を含む。)までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。
- (6) 本項第(3)号乃至第(5)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新 株予約権は、本社債の償還により第12項第(4)号に従って行使できなくなることによりその全部が消滅す る。
- (7) 当社が本項第(3) 号乃至第(5) 号の規定のいずれかに基づく繰上償還の公告又は第12項第(6) 号に基づく取得通知(同号に定義する。)を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の公告又は取得通知を行うことはできない(但し、当社普通株式が取得期日(同号に定義する。)において東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。)。また、当社が本項第(3) 号若しくは本項第(5) 号に基づき繰上償還の公告を行う義務が発生した場合又は本項第(4) 号①(イ) 乃至(二) に規定される事由が発生した場合には、以後第12項第(6) 号に基づく取得通知を行うことはできない。
- (8) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日(第21項に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、当該本社債に付された本新株予約権は第12項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

## 12. 新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
- (2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2020年9月15日(同日を含む。)から2023年9月11日(同日を含む。)までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る基準日又は株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)。
- ② 振替機関が必要であると認めた日。

- ③ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。) その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。
- ④ 第11項第(3)号乃至第(5)号に定めるところにより、2023年9月12日以前に本社債が償還される場合には、 当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。
- ⑤ 本項第(6)号に定めるところにより、当社が本新株予約権付社債を取得する場合には、取得期日の14日前の日から取得期日までの期間。
- ⑥ 第17項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失 日(当日を含む。)以降。

#### (5) 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予 約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に付された本新株予約権を行使することはで きない。

## (6) 本新株予約権付社債の取得

当社は、2023年5月15日(同日を含む。)以降2023年6月14日(同日を含む。)まで、本新株予約権者に対して、取得期日(以下に定義する。)に現在残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を取得する旨を公告(以下「取得通知」という。)することができる。当社は、取得通知を行った後は、当該取得通知に係る取得を取消すことはできない。但し、取得通知の日以降取得期日までに債務不履行事由が生じた場合、取得期日に取得が完了していない限り、取得通知は無効となり、当社は本社債について期限の利益を喪失する。当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当社による本号に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を消却する。

「取得期日」とは、取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から90日以上120日以内の日で、かつ2023年8月14日(同日を含む。)以降2023年9月12日(同日を含む。)までの日とする。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)取得通知をした日の翌日から始まる20連続取引日の最終日において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び(ii)本社債の額面金額相当額から(i)の株式数に1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)の90%を乗じて得られる額を差し引いた額(正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。)に相当する現金をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から始まる20連続取引日に含まれる各取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該20連続取引日中に本項第(10)号又は第(13)号に定める転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

本号及び第(7)号④において「取引日」とは、東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格が発表されない日を含まない。

- (7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
  - ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
  - ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
  - ③ 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、本項第(21)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、当初、1,500円(以下「当初転換価額」という。)とする。但し、転換価額は本号④に定めるところにより修正され、また本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより調整されることがある。
  - ④(イ)転換価額は、本号④(ハ)に定めるところにより転換価額が修正される場合を除き、東京証券取引所に

おける当社普通株式の普通取引の終値が1,950円(以下「修正条項基準価額」といい、本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)を5取引日連続で超えた日(以下「修正条項基準日」という。)以降、本項第(18)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)に、当該修正日以降修正される。但し、修正条項基準日以降、当社普通株式の普通取引の終値が、当該時点における修正条項基準価額以下となった場合、本号④(中)に定めるところにより当社取締役会の決議が行われていない場合に限り当初転換価額(本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところによる調整に服するものとする。)となり、本号④(中)に定めるところによる調整に服するものとする。)に修正される。

- (n) 当社は、2020年9月15日(同日を含む。)から2023年3月12日(同日を含む。)までの間、本号④(n) に定めるところにより当社取締役会の決議が既に行われている場合を除き、当社取締役会決議により、当該決議日に先立つ20連続取引日における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値が当初転換価額(本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところによる調整に服するものとする。)を下回る場合には、転換価額を当該平均値の90%(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)に修正することができる。但し、修正後の転換価額が1,007円(以下「下限転換価額」といい、本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)を下回ることとなる場合には修正後の転換価額は下限転換価額とする。
- (ハ)転換価額は、2023年3月13日に、同日を含む前5連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がいずれも修正条項基準価額を超える場合を除き、当該日に先立つ20連続取引日における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値の90%(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)に修正される。但し、修正後の転換価額が当初転換価額(本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところによる調整に服するものとする。)を上回ることとなる場合には修正後の転換価額は当初転換価額とし、下限転換価額を下回ることとなる場合には修正後の転換価額は当初転換価額とし、下限転換価額を下回ることとなる場合には修正後の転換価額とする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に 従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、 その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 当社は、当社が、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

- (10) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 本項第(12)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有

する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。) (但し、当社又はその関係会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。) の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(12)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(12)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合及び2020年8月27日付の当社取締役会の決議に基づく第14回新株予約権の発行を除く。)

調整後転換価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。なお、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとする。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) の取得と引換えに本項第(12)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

 株式数
 =
 調整前
 - 調整後
 ※ 調整前転換価額により当該

 転換価額
 - 転換価額
 ※ 期間内に交付された株式数

 調整後転換価額

この場合、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (11) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合 は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調 整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた 額を使用する。
- (12)① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
  - ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる 30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。) とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
  - ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数と

する。また、本項第(10)号②の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日に おいて当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (13) 当社は、本項第(10) 号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (14)本項第(10)号の規定にかかわらず、本項第(10)号に基づく調整後転換価額を初めて適用する日が本項第(7) 号④に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額、修正条項基準価額及び下 限転換価額の調整を行う。
- (15) 調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(10)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (16) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第23項に定める行使請求の受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (17)① 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を 受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行い、行使請求期間中に当該振替機 関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。
  - ② 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (18) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生 する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債についての弁済期が 到来するものとする。
- (19) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予 約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行 うことにより株式を交付する。
- (20) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (21) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第11項第(3) 号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑨の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
  - ① 交付する承継会社等の承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
  - ③ 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数の算定方法 行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を下記④に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わな

٧١°

#### ④ 承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債(承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。)の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(7)号④に準じた修正及び本項第(9)号乃至第(15)号に準じた調整を行う。

- ⑤ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものと し、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。
- ⑥ 承継新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日(当社が本項第(4)号③に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の 効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から、本項第(4)号に定める本新 株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
- ⑦ 承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。なお、承継会 社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、当該 社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。

- ⑧ 承継新株予約権の取得条項 承継会社等は、承継新株予約権を本項第(6) 号と同様に取得することができる。
- ⑨ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、 その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本 金の額を減じた額とする。
- 13. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率(年0.0%)、払込金額、償還価格等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。

#### 14. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の 転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託 法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に 定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として 当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨定めたものをいう。
- (2) 前号に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。
- (3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、本項第(1)号及び第(2)号は適用されない。

#### 15. 担保付社債への切換

- (1) 当社は、いつでも本新株予約権付社債のために担保権を担保付社債信託法に基づき設定することができる。
- (2) 当社が第14項又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

#### 16. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、第14項又は第15項により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、第14項は適用されない。

## 17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。但し、第14項又は第15項により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、本項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が、第11項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第14項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、第15項第(2)号又は第18項に定める規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受けた後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く。)したとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じたとき。

### 18. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

## 19. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の新株予約権付社債」という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

## 20. 申込期間

2020年9月14日

21. 新株予約権の割当日及び社債の払込期日(発行日) 2020年9月14日

## 22. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

23. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

24. 財務代理人

本社債の財務代理人は株式会社みずほ銀行とする。

財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものとする。

財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

25. 償還金の支払

本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

26. 募集方法

第三者割当の方法により、株式会社SBI証券に全額を割り当てる。

27. 申込取扱場所

株式会社エアトリ

東京都港区愛宕2丁目5番1号

28. 上場申請の有無

なし

- 29. その他本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長兼CF0に一任する。
- 30. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

## 株式会社エアトリ 第14回新株予約権 発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

株式会社エアトリ第14回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の総数

35,500 個

3. 各本新株予約権の払込金額

720円(本新株予約権の目的である株式1株当たり7.20円)

4 申込期間

2020年9月14日

5. 割当日

2020年9月14日

6. 払込期日

2020年9月14日

7. 募集の方法

第三者割当ての方法により、みずほ証券株式会社に本新株予約権 20,000 個を、株式会社 SBI 証券に本新株予約権 15,500 個を、それぞれ割り当てる。

- 8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,550,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数=調整前割当株式数×株式分割等の比率
  - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

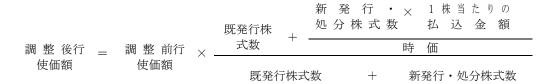
調整後割当株式数 = <u>調整前割当株式数 × 調整前行使価額</u> 調整後行使価額

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。) は、当初1,438円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。
- 10. 行使価額の修正

第 16 項第(3) 号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,007円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

#### 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。



- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

株式数 = (調整前 - 調整後) ※ 調整前行使価額により 行使価額 ※ 当該期間内に交付された株式数 調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者 と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 12. 本新株予約権を行使することができる期間

2020 年 9 月 15 日から 2023 年 9 月 13 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

- 14. 本新株予約権の取得
  - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (2) 当社は、2023年9月13日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。) の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- 16. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格 算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権 利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個

の払込金額を金 720 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、1,438 円とした。

19. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 芝支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 23. その他
  - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長兼 CFO に一任する。

以上